

一般社団法人応用生態工学会

謝金等に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）が事業を実施することに伴い支給する謝金（以下「謝金」という。）、旅費等の支払に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の種類)

第2条 本会が支払う謝金は、講演謝金、及び原稿執筆謝金とする。

2 講演謝金は、本会が主催する大会、シンポジウム等における講演、講義等を担当する講師に対して支払うことができる。ただし、講師が本会の正会員であるときはこの限りではない。

3 原稿執筆謝金は、本会の事業活動又は運営に必要な原稿を執筆した者に対して支払うことができる。

(謝金支払基準)

第3条 前条に定める謝金の額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、同別表に定める基準によりがたい特段の事情があるときは、謝金の額について、会長がその額を決定することができる。

(旅費の支給)

第4条 第2条に定める謝金の対象者には、前条の謝金に加えて、旅費として、交通費及び宿泊費の実費相当額を支給することができる。

2 前項の旅費の計算等については、役員、委員等の旅費に関する規程第3条から第6条の規定を準用する。

(支払方法)

第5条 謝金は、本人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、本人が特に希望する場合は現金で支払うことができる。

2 謝金の支払にあたっては、関係法令の定めるところに従って所定の源泉徴収を行った上で、その残額を支払う。ただし、法人に対して謝金を支払う場合は、この限りではない。

3 謝金の支払を受ける者は、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5号所定の個人番号をいう。）その他の本会が指定する資料を提出するものとする。

4 旅費は、旅行後に、本人から、本会が指定した様式による計算書及び交通機関等が発行した領収書等の提出を受けた後、本人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(細 則)

第6条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年7月24日から施行する(令和6年7月23日理事会決議)。

附 則

本規程の改定は、令和6年8月20日から施行する(令和6年8月20日理事会決議)。

別表 1（第 3 条関係）

種類	程度	単位	単価	概要
講演謝金	通常	時間	5,000円	正会員は無償 他の会員は対象とする
	高度な内容	時間	20,000円	正会員は無償 他の会員は対象とする
	海外講師（来日）の場合	時間	50,000円	
	海外講師（Web 等）の場合	時間	20,000円	
原稿執筆謝金		A 4 版 1 頁	2,000円	会誌、ニュースレター依頼原稿等